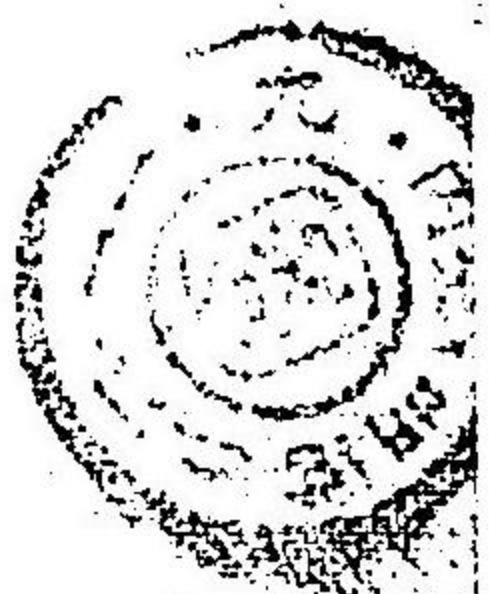
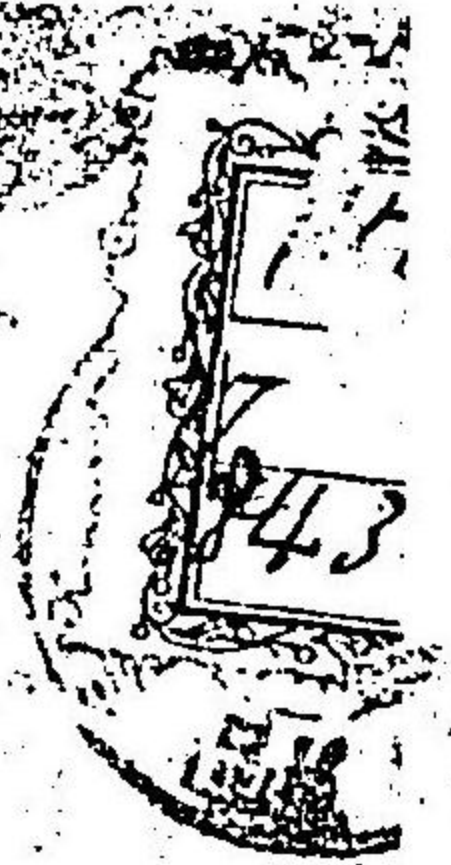


日蓮宗寶典

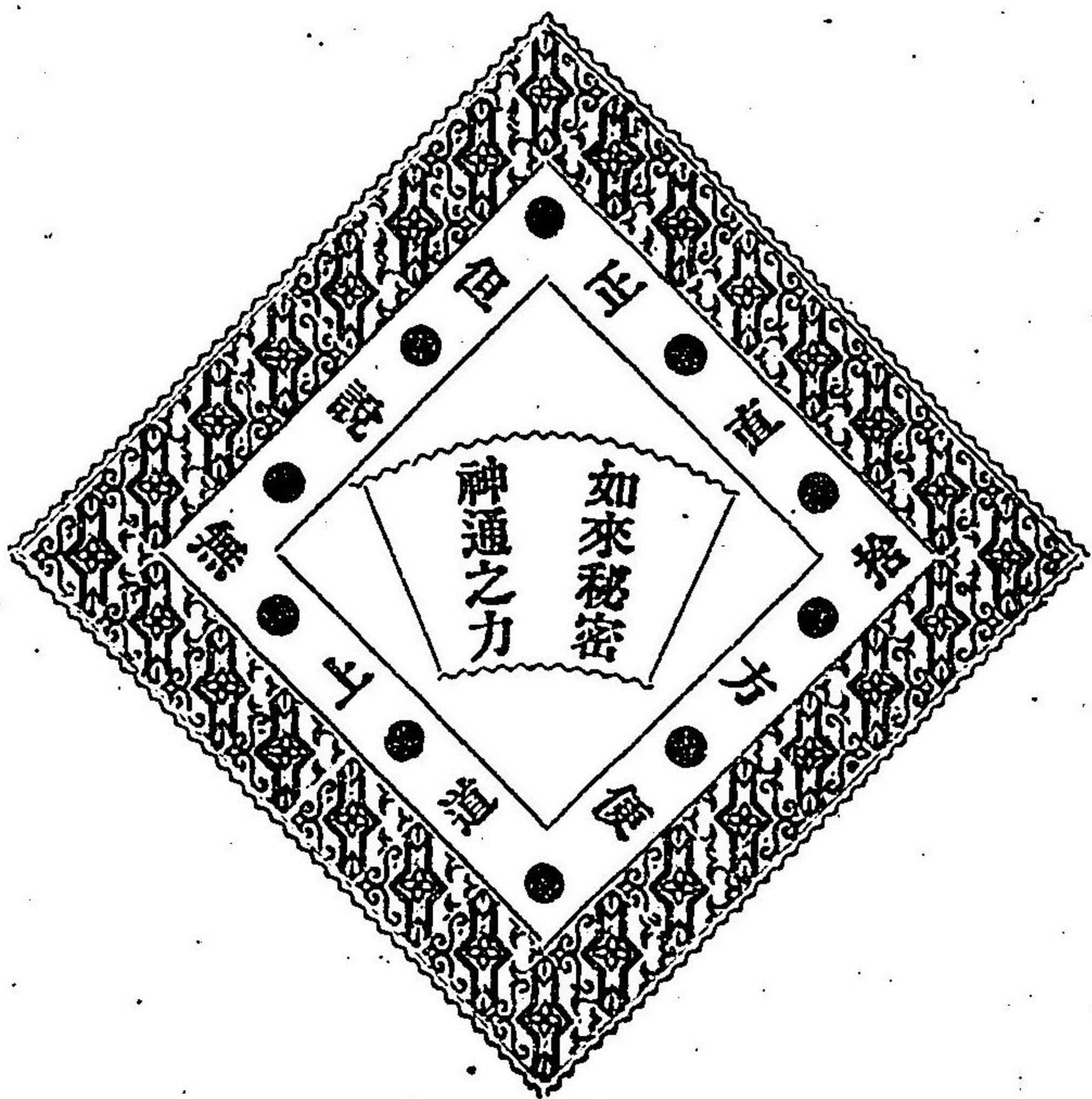
全三十卷ノ内
卷之一

速成新誌社藏版



特50

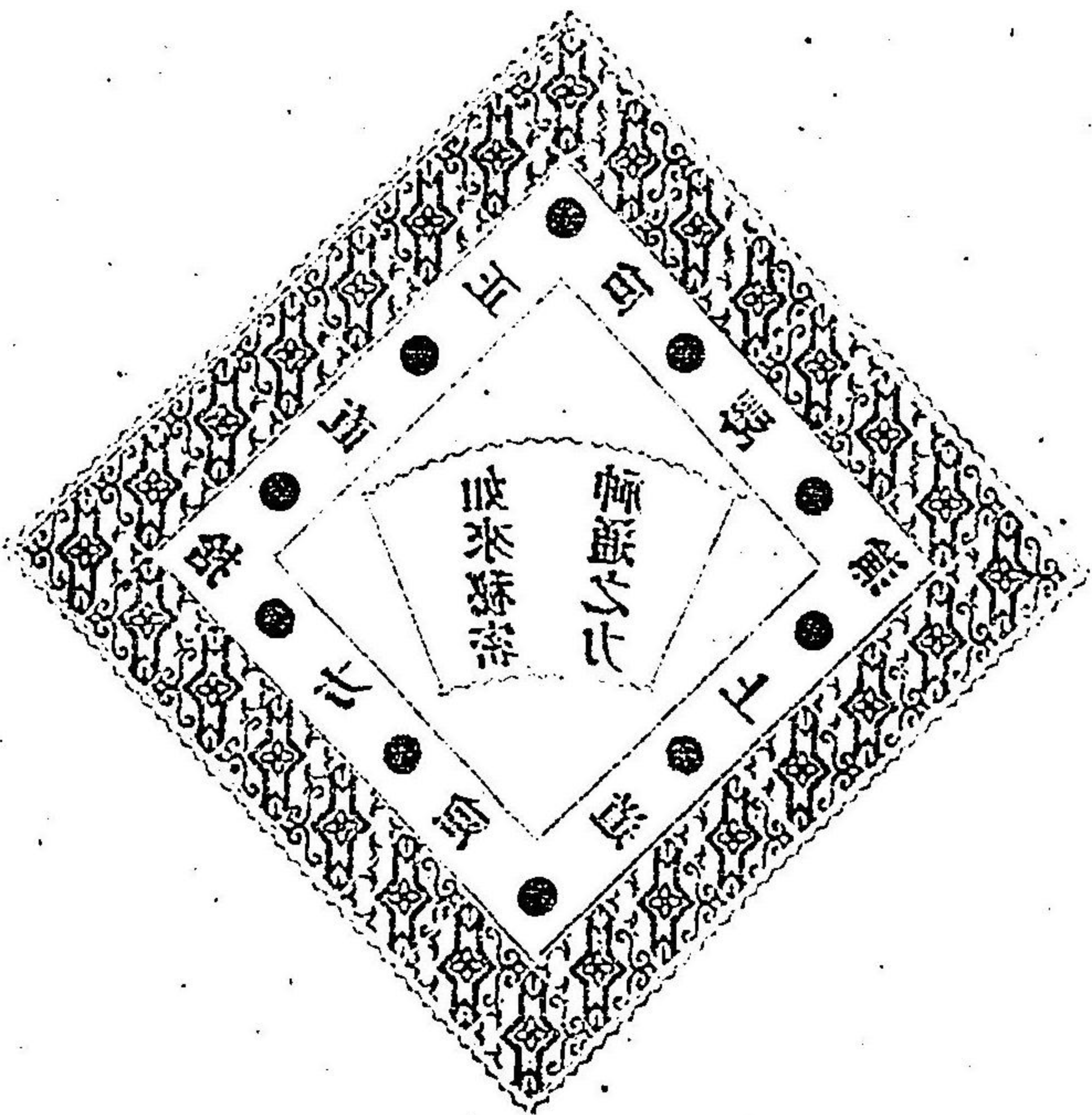
469



日
黃
宗
寶
典

卷
之
一

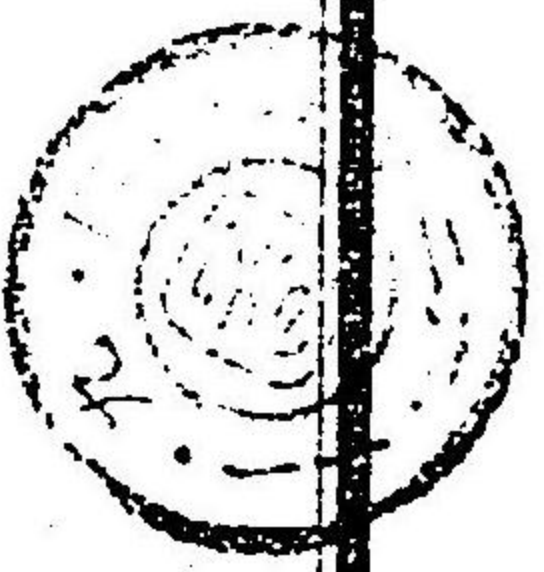
藏
經
論
疏
加
註
釋



●日蓮宗寶典序

法獨り弘まらず之を弘むる人に在りと、宜なる哉佛祖世尊は一代の要説を四句に結し、法華經神力品に於て上行に付囑し玉ひたり、上行乃ち迹を日域に垂れ名を日蓮と稱して専ら之を弘通し玉ひたり、是れ現在日蓮宗教義の來歴なり

日蓮宗の教義を既に斯の如く尊し矣、然るに此教義の尊きは日蓮宗の人を除て他に知る者なし、否なり日蓮宗の人にして尙ほ且つ之を知らざるもの多し、恐らくは是れ高祖の滅後六百年間、幾多の變遷に遭て、遂に高祖の尊きのみを知りて教義の尊きを忘れしめ、故ならん、果して然らば則ち今日は専ら此教義の尊きを悟らしめ、以て進ては高祖の本懷を全ふし奉り、退ては吾人が成佛の本道を



開かすんはあらさるの時なり、於茲乎予や微腸居士の業を援け、以て暗に事に是に従へり
然りと雖も今日は己に其水源の濁りたる時なれば、強て末流を澄さんとするも能はさることを確信せり、故に復た今回新に其水源に遡りて之を清澄せんと、即ち高祖の遺墨を蒐集し以て之を世に公にせんとする居士の業を援くることたり、若しそれ之を世に公にするの効を知らんと欲せば、去て居士の自序を熟讀すべし、予唯た是より此一辭を述べ以て之を高祖に贈り奉り、併せて祖先老妣の靈に手向けんとするのみ、于時明治癸巳高祖入涅槃の日、速成新誌社樓上に於て手を薫して筆を執る

浪花 岱水 岸本謙吉拜識

● 日蓮宗寶典自序

縁又順逆の二あり信すれば即ち順縁とあり、誹れば即ち逆縁となる、其又是れ菩提の道に入る表裏の門にして、凡夫衆生か佛果の本懷を遂る楷梯なり、然れば即ち化導を以て本務とし、教導を以て職分とする者は、務めて此縁を起さしめざる可からざるなり
然り而して此縁を喚起する是れ如何の方法又依るべき乎、吾人を信ず頻りみ見聞せしむるの外又道なきことを恐らくは是れ高祖大士か、或は則ち口又本門の大法を談し、或は則ち筆又本化の妙義を振ひ玉ひし所以ならん、然るに高祖入涅槃の後、世間の變遷は大に我か出世間の人心を動かし、現時に至りては遂に其面目を失墜し、動もすれば披露を本

化の法説に假りて高座に艶話醜談を憚らず、冒頭を本門の化儀に假りて、文壇に塵事俗情を省みざるに至りたり。是れ故に化導者と化導の本務を忘れて已れ、先づ未來に高祖を拜謁するの榮を思ふ、衆生は愈々衆生の心と作りて祖先考妣の靈尙且之を思ふざるに陥りたり。嗚呼、現時の狀態已ふられ斯の如し、然れば今にして之を挽回の策を講せずんば、本宗ろれ遂に亡滅せん。

予や凡俗ありと雖も此状態を探り知り、紅淚慘々裳を霑すより、心を決して之を挽回の衝に當らんと、即ち速成新誌を發行して大に宗界の弊害を指摘し、以て之を排攘せんとに努む、然るも其影況を延て自身の頭上へ墜落し、今に即ち予を目えて宗界を擾亂する者と思ふものあるに

至りたり

予か今日の境界と已に斯の如し、然れども予の心意と高祖の在世を追想し、尙ほ益々此事を努めんとするの一決に在るのみ。

然りと雖も此事や末流の濁りを排ふて水源の清らかならんを欲すると一般にして、所詮信仰をして高祖の昔に復せしむると能はずと思惟せしか故に、今又改めて高祖の遺墨を蒐集し、以て之を世に公よせんとに決したり。

高祖の遺墨を蒐集して之を世に公にせしもの、已に數種ありと雖も、何れも大部にして隨て價ひ高し、加之往々書中に誤謬ありて遂に意を誤るゝに至るものあり、然れども尙ほ之を拜讀し之を拜講するの用に供す

れば或は遺憾おしと雖も信する者と之を高祖の妙經として法華經と共に佛間お供ふるのみ信せざる者と之を高祖の私として敢て手にたも濁れず是を以て從來の印本も其化導者の手にあるは多くは端本とありて全部の用を爲さず版者亦容易之を再刻せず故に現時に至りて之を購えんとして購ふ能はざるの憾あり豈お嘆息の至りならずや

元來本書之高祖の聖靈にして吾人か成佛の本源なれば籍を本宗と列する者と悉く其一本を購ふて之を拜讀し以て之を窺ひ究めすんばあらざるあり猶は彼の耶蘇教者か悉く一聖書を携ふるが如し然るも前已に述べしか如き今日の實況おれば遂お一の實物として笈應も珍藏

するお至らん歎

一の實物とするは實に良し然れども之を敬ふお過ぎて珍藏するお至らば予實も長大息せざるを得ず是れ唯だ予一人のみならず恐らくも高祖及び歴代の各聖悉く痛嘆し玉ふならん何とあれば此遺墨を窺ひ究めて初めて高祖の本懐を知り高祖の本懐を知りて初めて本化の妙義を悟り本化の妙義を悟りて初めて吾人か成佛の道を覺へ吾人か成佛の道を覺へて初めて高祖の尊きを知り高祖の尊きを知りて初めて我身の位を思ふ我身の位を思ふて初めて高祖の大恩を感し高祖の大恩を感して初めて信仰の念を増し信仰の念を増して初めて宗家に盡すの心を起し宗家に盡すの心を起せし者の多く現はれて初めて日本

一國圓機純一朝野遠近悉歸一乘の實も擧り、吹く風枝を鳴さす雨土塊を飛さゝる義農の世も現とるればかり
吹く風枝を鳴さす雨土塊を飛さす世は義農の世とある是れ高祖の期し玉ふ所なり、是れ唯た高祖のみならず予亦敢て之を心より期す、是れ故に本書を世に公よし、以て國民一般に或は順縁に或は逆縁に、各々表裏の二門を開ひて悉く入るの楮に供せんとす、聊か蕪言を艸して序辭に代也

明治癸巳冬十一月

徹 勝 黒 澤 一 朗 謹 誌

凡 例 及 注 意

- 本書の成立 専ら高祖大士の御遺墨を蒐集したるものなれば世間普通の出版物と同視すべからず
- 本書纂輯の順序 遺文録の例に倣ふて御著作の歳次を以て纂輯したれば録内録外の例に異あると勿論なり
- 本書の正確 録内祖書と高祖大士入涅槃の一周御忌と上足六老僧か其御眞蹟を蒐めて悉く之を點檢し以て其偽りなきを證明せられしものなれども録外に至りては何の時も纂輯せしものか諸説紛々之を認むる由なし故に又た古來偽書ありとして信せざるものもあり遺文録は是に最も調査を盡し以て纂輯しざるものなれば其正確ある勿論なり然るに本書と尙ほ之か査閲を盡し其疑を去らしと御眞蹟或は諸書と照合して訂正したれば遺文録より一層正確なりと知るべし
- 本書佐の前後 高祖大士の御遺墨は佐渡前佐渡後あり佐渡前と世尊の爾前經の如しとの御遺訓もあれば未だ純然たる本化の妙義と顯はれずと知るべし

●本書の會通 高祖大士の御遺墨に會通と云ふとあり假令と單に念佛とあると彌陀の名號を唱ふるか如く思はるれども全く久遠の本佛を念ずることを念佛と御書と遊ばされたるか如し故は是よと念佛とありても他の是と同意味の御書と照合して之を辨すべし

●本書の異解轉釋 高祖大士の御遺墨中に異解轉釋と云ふとあり正面より之を拜讀するも意味の通せざると是なり是等は所詮凡例を以て指點すると能はざれば今と讀者の修學お譲る

●本書の妙義 全く觀心本尊抄以後あれば之を知らんと欲するものふと第十四卷より以下を必要とす

●本書の價位 世尊の法華經と同トく最も尊き御書なれば取扱に注意すべし

●右の外に注意の爲お記すべきもの多けれども之を盡さば始んど際限あきに至るを以て畧す

凡例及注意終

日蓮宗寶典目錄

● 戒體即身成佛義	御作歲時	原本出所
● 根本戒法門	仁治三千寅	〔錄內三十九〕
● 卷之二	寛元元癸卯 (改元)	〔初錄外四十一紙〕
● 色身二法鈔	寛元二甲辰	〔錄外十四紙〕
● 師子頰王	寛元四丙午	〔三寶寺外九書〕
● 堯舜禹王	寶治元丁未 (改元)	〔同錄外上上九〕
● 諸願成就鈔	建長元己酉 (改元)	〔同錄外上上九〕
● 女人往生鈔	建長五癸丑	〔錄外十四紙〕
● 十王讚歎鈔	建長六甲寅	〔初錄外十紙〕
● 八大地獄鈔	同上	〔錄外五紙〕

●卷之三

●禪宗問答鈔 蓮盛書

●諸宗問答鈔

●念佛地獄鈔

●一生成佛

●釋尊三德 主師親書

●垂迹法門

●回向功德

●十二因緣鈔

●三八教

●卷之四

●三種教相

建長七乙卯

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上 康元元丙辰 (改元)

同 上

同 上

同 上 正嘉元丁巳 (改元)

同 上

同 上 正嘉元丁巳

錄外二十五

錄外十一

初錄外十一

錄外九

錄外十二

錄外十三

錄外十五

他受用三

錄外十四

錄外十四

錄外十二

御書續集 上卷初紙

●衣座室

●六凡四聖

●一代大意

●一念三千

●十如是

●一念三千法門

●總在一念

●卷之五

●守護國家論

●念佛追罰五篇

●十法界鈔

●卷之六

同 上

同 上

同 上 正嘉二戊午

同 上 正嘉二戊午

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上 正元元己未 (改元)

同 上

同 上

錄外二十

錄外六

錄外十五

初錄內十五

錄內二十

錄內二十

錄外十五

錄外十五

錄內十

錄內三十六

錄內三十四

錄內十五

●爾前二乘菩薩不作佛

正元元己未

錄內三十八

●災難對治鈔

正元二庚申

錄內二十三

●十法界明因果鈔

文應元庚申

錄內十六

●唱法華題目鈔

同四月廿一日

錄內十

●立正安國論 廣本

同五月廿六日

錄內十一

●卷之七

真蹟新加

●立正安國論

文應元庚申

錄內一

●一代五時圖

文應元庚申

真蹟新加

●今此三界合文

同

錄外十六

●後五百歲合文

同

錄內二十

●日本真言宗事

同

錄外六

●與推地四郎書

弘長元辛酉

錄外十四

四月廿八日

(改元)

錄外二

●與船守彌三郎書

同六月廿二日

錄外十三

●善神擁護鈔

弘長元辛酉

錄外二十五

●與檀越某書 同一鹹味書

弘長元辛酉

錄外六

●與工藤吉隆書 四恩書

弘長二壬戌

錄內四

●教機時國鈔

同正月十六日

錄內四

●行者佛天守護鈔

同二月上

錄內二十

●顯勝法鈔

同四月十七日

錄外十三

●卷之八

●結要付屬鈔

弘長二壬戌

錄外十八

●持法華問答鈔

弘長三癸亥

錄內二十一

●報檀越某書 神興振書

文永元申子

(改元)

錄外二十五

●報大學三郎妻書 月水書

同三月朔日

錄內十四

同四月十七日

錄內十四

- 題目彌陀名號勝劣
- 法華真言勝劣
- 與兵衛志書 大黒供用相承
- 當世念佛者事
- 與六郎恒長書
- 卷之九
- 與南條兵衛七郎書 慰勞書
- 木繪二像開眼 法華骨目肝心
- 女人成佛鈔
- 藥王品得意鈔
- 聖愚問答鈔
- 卷之十

文永元甲子 四月十七日
 同 七月廿九日
 同 九月十七日
 同 九月廿二日
 同 九月廿二日
 文永元甲子 十二月十三日
 文永元甲子
 文永二乙丑
 同 上
 同 上

三寶寺書 錄外八
 初錄內三十五紙
 眞蹟新加
 錄內二十四紙
 本滿寺書
 錄外十三紙
 錄內二十六紙
 錄外八紙
 錄內三十三紙
 錄外一紙

- 法華題目鈔
- 與星名五郎太郎書
- 與法鑑書 安國論由來記
- 與宿谷光則書
- 與執權北條時宗書
- 與宿谷光則書
- 與平左衛門賴綱書
- 與北條彌源太書
- 與建長寺道隆書
- 與極樂寺良觀書
- 與大佛殿別當書
- 與壽福寺書

文永三丙寅 正月六日
 文永四丁卯 十二月五日
 文永五戊辰 四月五日
 同 八月廿一日
 同 八月廿一日
 同 十月十一日
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上

初錄內十一紙
 錄外二紙
 錄外三紙
 錄內九紙
 本滿寺書
 錄外一紙
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上
 同 同上

● 與淨光明寺書 文永五戊辰 十月十一日 上 本滿寺書 外 一

● 與多寶寺書 同 上 上

● 與長樂寺書 同 上 上

● 與門人等書 弟子檀那中書 同 上 上

● 與三子書 問注之時可存知事 同 上 上

● 與富木氏書 同 五月九日 上 錄內三十

● 安國論後記 安國論奧 同 六月七日 上 錄外寶寺 七

● 報日進書 法門可被申樣 同 十二月八日 上 錄內二十 八

● 與富木氏書 釋迦佛供養 同 文永七庚午 月 上 錄外 十

● 與檀越某書 大豆書 同 九月廿六日 上 錄外 十

● 報太田氏書 大師講書 同 十月廿三日 上 錄外 十

● 報富木氏書 十一月廿八日 上 錄外 十

文永七庚午

● 師恩報酬鈔 善無畏鈔 文永七庚午 錄外 十四 紙四

● 眞言七重勝劣 同 上 初錄 外 七 紙七

● 卷之十一

● 眞言天台勝劣 文永七庚午 錄內 三十五 紙五

● 報秋元氏書 文永八辛未 錄外 二十 紙五

● 壽量品得意鈔 同 四月十七日 上 錄外 十七 紙五

● 報四條氏妻書 同 五月七日上 錄外 一 紙二

● 報四條氏書 月滿書 同 五月七日上 錄外 二 紙二

● 十章鈔 同 五月八日上 錄內 三 紙十

● 報四條氏書 同 五月八日上 錄內 九 紙十

● 報僧行敏書 同 七月十二日上 錄外 九 紙八

● 報僧行敏書 同 七月十三日上 錄外 十一 紙八

● 僧行敏訴狀答釋 同 七月十三日上 錄內 十三 紙七

- 與賴綱書 一昨日書
- 報富木氏書
- 與四條氏書
- 與五子書 五人御中書
- 與三子書 轉重輕受法門
- 與日朗書 土牢書
- 寶塔偈十三箇口訣
- 與富木氏書 寺泊書
- 與清澄知友書 佐渡御勘氣
- 與富木氏書
- 秀旬十勝
- 早勝問答

文永八辛未 九月十二日 上
同 九月十五日 上
同 九月廿一日 上
同 十月三日 上
同 十月五日 上
同 十月九日 上
同 十月九日 上
同 十月廿二日 上
同 十月廿二日 上
同 十月廿三日 上
文永八辛未
同上

錄內二十六紙
錄外二十七紙
錄外二十紙
錄外四十六紙
錄外六十紙
錄外七十紙
錄外二十七紙
錄外十紙
錄外七紙
錄外十一紙
錄外十三紙
錄外十四紙
錄外六紙
錄外六紙
錄外六紙

- 法華淨土問答
- 卷之十二
- 與最蓮房書 生死一大事
- 與最蓮房書 卯木成佛口訣
- 開目鈔
- 卷之十三
- 報阿佛房書
- 與門人等書 佐渡書
- 報富木氏書
- 報最蓮房書 供物書
- 得授職人功德法門
- 與四條氏妻書 同生同名書

文永九壬申 正月十七日 申
文永九壬申 二月十一日 申
同 二月二十日 上
同 三月十一日 申
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上

錄外十紙
錄外三紙
錄外四紙
錄外四紙
錄外二紙
錄外二紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙
錄外三紙

- 法華淨土問答
- 卷之十二
- 與最蓮房書 生死一大事
- 與最蓮房書 卯木成佛口訣
- 開目鈔
- 卷之十三
- 報阿佛房書
- 與門人等書 佐渡書
- 報富木氏書
- 報最蓮房書 供物書
- 得授職人功德法門
- 與四條氏妻書 同生同名書

文永九壬申 三月十一日 申
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上
同 三月廿一 上

錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙
錄外十紙

十一

● 與日昭母書	辨殿尼書	〔文永十癸酉九月十九日〕	錄二十外二紙
● 當體義鈔		〔文永十癸酉〕	錄內二十三紙
● 與最蓮房書	當體義鈔送狀	同	錄九外四紙
● 小乘大乘分別		同	錄十外三紙
● 報四條氏書	呵責謗法滅罪鈔	同	錄九外六紙
● 卷之十六			
● 法華行者值難鈔		〔文永十一甲戌正月十四日〕	錄初內十七紙
● 授職灌頂鈔		同	錄外十紙
● 報北條彌源太書		同	錄外二十紙
● 與遠藤治部左衛門書		同	錄外三十紙
● 法華取要鈔		同	真蹟新加
● 爾前得道有無		〔同五月廿四日〕	錄初內九紙
		〔同六月〕	錄內三十紙

● 報南條氏母書	上野尼書	〔同七月十一日〕	錄三外二紙
● 報南條氏書	上野書	〔同七月廿六日〕	錄九外八紙
● 報太田氏書	異體同心	〔同八月六日〕	錄三外五紙
● 報彌源太入道書		〔同九月十七日〕	錄三外九紙
● 報四條氏書	免與同罪書	〔同九月廿六日〕	錄四外七紙
● 與曾谷氏書		〔同十月廿日〕	錄六外二紙
● 與南條氏書	上野書	〔同十一月廿一日〕	錄六外五紙
● 立正觀鈔	法華止觀同異訣	〔同十二月十五日〕	錄三外三紙
● 顯立正意鈔		同	錄初內十九紙
● 與平內左衛門書		同	同
● 與太田氏書		〔同十二月廿八日〕	古寫本
● 卷之十七		〔同正月廿四日〕	錄內三十紙

- 與四條氏妻書
- 與最蓮房書 立正觀送狀
- 報富木氏書
- 報三澤氏書
- 與東條新尼書
- 與四條氏書 此經難持
- 與太田曾谷二氏書
- 報日進書 教行證
- 與曾谷氏書
- 報紺入道書
- 與兵衛志書 兄弟鈔
- 與四條氏書 王舍城書

文永十二乙亥 正月廿七日
 同 正月廿八日
 同 二月七日
 同 二月十一日
 同 二月十六日
 同 三月六日
 同 三月十日
 同 三月廿一日
 同 四月十二日
 同 四月十六日
 建治元乙亥 四月十六日
 四 月亥

錄內三十八
 錄內三十七
 錄內三十八
 御書讀集
 下卷二紙
 眞蹟新加
 錄外十二
 他受用二
 十 九
 錄內二十五
 錄外二十
 錄外十二
 七 外
 錄外十二
 二 外
 錄內十八
 初 內
 錄內三十
 四 內
 四 內
 五 紙

(改元)

● 法蓮鈔

● 卷之十八

- 與南條氏書 上野書
- 與一谷入道書
- 報棧敷女書
- 與妙一尼書
- 撰時鈔
- 卷之十九
- 報千日尻書
- 報大內氏書 三三藏祈兩
- 與淨蓮房書
- 與大學三郎書

同 四 月上

錄內十五

建治元乙亥 五月三日
 同 五月八日
 同 五月廿五日
 同 五月廿五日
 同 六月十日

錄外八
 錄內三十五
 錄外六
 二 外
 錄外三
 三 外
 錄外六
 三 外
 錄外四
 三 外
 錄內四
 五 紙

建治元乙亥 六月十六日
 同 六月廿二日
 同 六月廿七日
 同 六月廿七日
 同 七月二日

錄內二十
 初 內
 錄內十
 初 內
 錄內十七
 二 內
 錄內二十
 四 內
 紙

● 報太田入道妻書	即身成佛鈔	建治元乙亥	七	同	月二	日	上	錄內三十八
● 報高橋氏書		同	七	同	月六	日	上	錄外六
● 與南條氏書	上野書	同	七	同	月十二	日	上	錄外六
● 與高橋氏書	加嶋書	同	七	同	月十二	日	上	錄內三十五
● 報四條氏書		同	七	同	月十二	日	上	受他十
● 與日妙尼書	乙女書	同	七	同	月廿二	日	上	四用三
● 報南條氏書	上野書	同	八	同	月四	日	上	錄內十五
● 身延山記		同	八	同	月十八	日	上	錄外五
● 報兵衛志書		同	八	同	月廿一	日	上	初錄內十四
● 與富木氏書	不可親近謗法者事	同	八	同	月廿一	日	上	錄外十四
● 報妙心尼書		同	八	同	月廿三	日	上	初錄內十六
● 與南條氏書	上野書	同	八	同	月廿五	日	上	錄外三
		同	八	同	月廿五	日	上	錄內二十

● 報千日尼書		同	九	同	月三	日	上	錄外二十三
● 報富木氏妻書		同	九	同	月廿八	日	上	御書六
● 與大內氏書	蒙古使書	同	十	同	月	上	錄外七	下卷七
● 報太田氏書		同	十	同	月三	日	上	錄外十
● 與兵衛志書		同	十	同	月廿	日	上	錄內五
● 觀心本尊得意鈔		同	十	同	月廿	日	上	錄內二十
● 卷之二十		同	十	同	月廿三	日	上	錄內九
● 與南條氏母書	上野尼書	建治元乙亥	十二	同	月廿二	日	上	真蹟新加
● 報僧強仁書		同	十二	同	月廿二	日	上	錄內二十
● 聖人知三世		建治元乙亥	十二	同	月廿六	日	上	錄內二十五
● 瑞相鈔		同	十二	同	月廿六	日	上	錄外七
● 與豆子尼書	善無畏鈔	同	十二	同	月	上	上	初錄內三

●神國王鈔

建治元乙亥

二十

●與商條氏書 本門取要書

同 上

錄外二紙

●與清澄大衆書

建治二丙子

錄內八紙

●報南條氏書 初春書

同 上

錄內三紙

●報松野氏書

同 上

錄內六紙

●與南條氏書

同 上

錄外二紙

●與富木氏尼書

同 上

錄外二紙

●與富木氏書 忘持經事

建治二丙子

錄內十紙

●與光日尼書 種種御振舞鈔

建治二丙子

錄內七紙

●報光日尼書

同 上

錄內九紙

●卷之二十一

●與福谷妙密房書

建治二丙子

錄外四紙

●與南條氏書 大橋書

同 上

錄內三十三紙

●與四條氏書

同 上

錄外三紙

●與日昭書 辨殿消毒

同 上

錄外五紙

●與四條氏書 釋迦佛供養

同 上

錄內九紙

●報恩鈔

同 上

錄內一紙

●與淨顯房書 報恩鈔送狀

同 上

錄內六七紙

●卷之二十二

●與大內氏書

建治二丙子

他受用二紙

●與會谷氏書 成佛用心鈔

同 上

錄外六紙

●與道妙書

同 上

錄外十三紙

●與四條氏書 有智弘正法事

同 上

錄內十七紙

●與南條九郎太郎書

同 上

錄外九紙

● 報丞殿書

● 報富木氏書

● 與松野氏書

● 與富木氏書 道場神守行者

● 報南條平七郎書 本尊供養鈔

● 與大井莊司書

● 與松野氏書

● 與兵衛志妻書

● 報二檀越書

● 與富木氏書 四信五品鈔

● 與四條氏書 八風鈔

● 與太田乘明書 金珠女書

建治二丙子十一月朔日

同上

十一月廿九日

同上

十二月九日

同上

十二月十三日

同上

建治二丙子

同上

建治二丁丑

三月二日

同上

三月十九日

同上

四月十日

同上

四月十二日

同上

四月十二日

同上

五月十五日

同上

五月十五日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

本外十寺

御書五集

下卷八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

錄內八紙

● 報南條氏書 上野書

● 與兵庫助光基書 下山鈔

● 卷之二十三

● 報阿佛房書

● 與南條氏書 上野書

● 與治部房祖母書 孟蘭盆鈔

● 答江馬入道書 賴基陳狀

● 報四條氏書 不可惜所領事

● 與彌三郎書

● 與日女書

● 與四條氏書 告誡書

● 與四條氏書

建治二丁丑

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

同上

六月朔日

● 與松野氏書	建治三丁丑	九	外	九
● 與兵衛志書	同	六	外	九
● 與四條氏書	同	三	內	八
● 報富木氏書	同	三	內	六
● 與兵衛志妻書	同	三	外	二
● 與太田氏妻書	同	二	外	二
● 與曾谷氏書	同	二	內	三
● 與檀越某書	同	二	外	三
● 大白牛車鈔	同	四	外	五
● 與聖密房書	同	四	外	五
● 卷之二十四	同	十	內	四
● 與大內氏書	同	二	外	二
● 法華經二十重勝義	同	十	外	二

● 法華初心成佛鈔	建治三丁丑	初	內	二
● 報僧豐前房書	同	初	外	四
● 與四條氏書	同	三	內	九
● 與松野氏書	同	三	外	十
● 與棧敷女書	同	初	外	九
● 報三澤氏書	同	二	內	十
● 與南條氏書	同	二	外	十一
● 與南條氏書	同	二	內	十四
● 與富木氏書	同	二	外	十四
● 報門人等書	同	五	內	十九
● 與南條氏書	同	二	外	十九
● 與檀越某書	同	二	內	三十
● 報太田氏書	同	三	外	三十

(改元)

- 與淨義二子書 華果成就書
- 與松野氏母書
- 與持妙尼書 窪尼書
- 與南條氏妻書 八木書
- 與日女書 品品供養書
- 與兵衛志書
- 報四條氏書 二病書
- 與持妙尼書 窪尼書
- 卷之二十五
- 報妙法尼書 六難九易鈔
- 報松野氏書 種種供養書
- 報南條氏書 時光書

弘安元戊寅 四月 朔
 同 五月 朔
 同 五月 三日
 同 五月 廿四日
 同 六月 廿五日
 同 六月 廿六日
 同 六月 廿六日
 同 六月 廿七日
 同 七月 七日
 同 七月 八日

錄外二十五紙
 錄外十紙
 錄外六紙
 錄外六紙
 錄外二十紙
 錄外十二紙
 錄外十二紙
 錄外八紙
 錄外八紙
 錄外六紙
 錄外六紙
 錄外五紙
 錄外五紙
 錄外五紙

二十六

- 報妙法尼書
- 與千日尼書
- 與北條彌源太書
- 報妙心尼書
- 報妙法尼書
- 報四條氏書 大陳旣破
- 與南條氏書 鹽一駄書
- 本尊問答鈔
- 卷之二十六
- 報太田氏妻書
- 與堀內某書 十字書
- 報四條氏書 所領書

七月十四日上
 同 七月 廿八日
 同 八月 十一日
 同 八月 十一日
 同 八月 十六日
 同 八月 十六日
 同 九月 九日
 同 九月 十五日
 同 九月 十五日
 同 九月 十九日
 同 九月 十九日
 弘安元戊寅 九月 廿四日
 同 十月 四日
 同 十月 四日

錄內二十二紙
 錄內一十紙
 錄外九紙
 錄外九紙
 錄外九紙
 錄外九紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙
 錄內十紙

二十七

- 與南條氏書 柑子書
- 報千日尼書 青烏書
- 報四條氏書 必假心固神守則強
- 與南條九郎太郎書
- 與兵衛志書
- 與南條氏書 上野書
- 與富木氏妻書 可延定業鈔
- 與兵衛志書 孝子書
- 與四條氏妻書 日眼女書
- 報松野氏母書
- 與南條治部房書 上野書
- 與新池左衛門書

弘安元戌寅
閏十月十三日
閏十月十九日
同十月廿二日
同十一月朔日
同十一月廿九日
弘安二己卯
正月三日
二月三日
二月廿一日
同二月廿六日
三月廿六日
同四月二十日
同五月二日

錄十外八
錄六內十一
錄初外二
錄十外九
錄二外六
錄四外四
錄二外八
錄三外十
錄二外八
錄二外十
錄三外八
錄三外九
錄二外十
錄二外十
錄八外六

- 與持妙尼書 羅尼書
- 報大內氏書 寶輕法重事
- 與富木氏書 四菩薩造立鈔
- 與松野氏妻書
- 與南條氏書 上野書
- 卷之二十七
- 與曾谷氏書
- 與日家書
- 與門人等書 聖人難事
- 報妙心尼書
- 本門戒體鈔
- 與二子書 兩人御中

同五月四日
同五月十一日
同五月十七日
同六月廿日
同八月八日
弘安二己卯
八月十一日
同九月十六日
同十月朔日
同十月二日
同十月十二日
同十月二十日

錄四外二
錄三內十
錄三外九
錄八外九
錄三內十
錄二外五
錄二內十
錄三內七
他受用二
錄二內五
錄三外十
錄十外九
錄十內三
錄外十一
錄四外一

● 與四條氏書	劍形書	弘安二己卯	錄外六十三
● 與南條氏書	上野書	十月廿七日	錄外二十一
● 三世諸佛總勘文教相廢立		同上	錄內十四
● 與南條氏書	上野書	十月六日	錄內三十四
● 與富木氏妻書		同上	錄外五
● 與中興入道書		十一月廿五日	錄外二十
● 卷之二十八		同上	錄內五
● 報右衛門太夫宗仲書		弘安二己卯	錄外二十五
● 報持妙尼書	窪尼書	十二月三日	錄外五
● 與法弟某書	出家功德鈔	十二月廿七日	錄外三
● 與南條氏書	上野書	弘安二己卯	錄外三
● 報秋元氏書	筒御器書	正月元辰	錄外四
		正月廿一日	錄內五

● 與太田氏書	慈覺大師事	正月廿七日	錄內二十三
● 報日住書		同上	錄外六
● 與南條氏書	上野書	三月三日	錄外八
● 與妙心尼書	妙字消息	三月八日	錄外八
● 與妙一尼書		五月四日	錄外五
● 與富木氏書	諸經與法華經難易	五月十八日	錄外七
● 與持妙尼書	窪尼書	五月廿六日	錄內十四
● 與千日尼書	阿佛房書	六月廿七日	錄外三
● 與南條氏書	上野書	七月二日	錄內三
● 與松野氏書	淨藏淨眼書	七月二日	錄外八
● 與妙一尼書		七月七日	錄外十
● 報中臣某女書	內房書	七月十四日	錄內二十
		七月十四日	錄外十

●卷之二十九

- 與四條氏書 子財書
- 報松野氏妻書
- 與南條氏母書 上野吊書
- 與妙一尼書
- 與四條氏書
- 與刑部左衛門妻書
- 與南條氏妻書 中陰書
- 與最蓮房書 十八圓滿鈔
- 與日嚴尼書
- 與四條氏書 八幡鈔
- 報智妙房書

弘安三庚辰八月廿六日
 同八月朔
 同九月六日
 同九月六日
 同十月五日
 同十月五日
 同十月八日
 同十月廿二日
 同十月廿四日
 同十一月三日
 同十一月廿九日
 同十二月十六日
 同十二月十八日

錄二十外 十
 錄七外 十七
 錄三外 八
 錄五外 六十
 錄二外 十六
 錄二外 十四
 錄二外 十四
 錄三外 十三
 錄十外 三十
 錄二外 十一
 錄五外 十六
 錄十外 十六
 錄五外 十一
 錄八外 十六
 錄二外 十一

三十二

- 與南條氏書 上野書
- 諫曉八幡鈔
- 與宗仲書

●卷之三十

- 報王日書
- 與尼僧某書 法衣書
- 與南條氏母書 上野尼書
- 與南條氏書 上野書
- 與太田氏書 三大秘法鈔
- 與門人等書 小蒙古書
- 與兵衛志書
- 報曾谷氏書

同十二月廿七日 上
 同十二月 上
 同十二月 上
 同十二月 上

錄內三十二
 錄內二十七
 錄初外二十
 錄外十九

弘安三庚辰
 同
 弘安四辛巳正月十三日
 同正月十八日
 同三月十八日
 同四月八日
 同六月八日
 同六月十六日
 同六月十八日
 閏七月朔日

錄十外 五
 錄外 八
 錄下 卷八
 錄外 八
 錄三 外 八
 錄七 外 八
 錄二 外 八
 錄二 外 八
 錄木 外 八
 錄滿 外 六
 錄外 十
 錄八 外 十

三十三

● 報光日尼書	弘安四辛巳八月八日	三錄外四紙
● 與南條治部房書	同八月廿二日	二錄上二紙
● 與南條氏書	同九月十一日	二錄內二十七紙
● 與南條氏書	同九月廿日	八錄外八紙
● 報富木氏書	同十月廿二日	三錄外七紙
● 與南條氏母書	同十一月十五日	三錄外二紙
● 與南部氏書	同十一月十五日	三錄外三紙
● 與南條氏母書	同十二月八日	二錄外九紙
● 與宗仲書	同十二月十一日	三錄外九紙
● 與持妙尼書	同十二月廿七日	十錄外五紙
● 與檀越某書	弘安四辛巳	四錄外五紙
● 與大內氏妻書	同	十錄外二紙

● 報妙法尼書	明衣書	同弘安五壬午八月七日上	二錄外二十紙
● 報四條氏書	八日講書	同正月廿七日上	十錄外七紙
● 報南條氏書	上野書	同正月廿日上	三錄外三紙
● 與伯耆房書	日朝代筆	同二月廿五日上	本滿寺書
● 法華證明鈔		同二月廿八日上	錄外六紙
● 與富木氏書	治病大小權實達目	同六月廿六日上	二錄內二十六紙
● 與南部氏書	波木井書	同九月十九日上	二錄內三十三紙
● 日興付屬書	一期弘法	同九月上	四錄外十一紙
● 日朝付屬書		同十月三日上	三錄外八紙
● 與南部六郎等書	波木井書	同十月七日上	三錄外十三紙

全部三十卷御遺墨合計三百八十七章

日蓮宗寶典目錄畢

● 注 意

高祖遺文録と目錄の次、高祖遺文刪補定正の、題を設け○錄内錄外重複三十六
 章除刪、の項外錄外のみにて錄内と同文又と御眞蹟其他の書ひて最も信用すべき
 各書に依て新し挿入せしを以て重複となりしもの即ち三十六通を除きたる旨を一
 々指點して之を示し、又た○錄内(二)通錄外撰入二十六章刪卻、の項外從來偽書と
 して衆評之を信せざるもの又と六老僧以下の筆に成りしもの等を合せて二十六章
 刪卻せし旨を一々指點して之を示し、又た○錄内錄外開合十四章改正、の項に錄
 内錄外及び其他の書に格別に載せあるも全く合すべきものと即ち之を合し又た錄
 内又と錄外及び其他の書を合して載せあるも全く開くべきものと即ち開きて之を
 二章とせし旨を一々指點して之を示し、又た○錄内錄外脱漏四十七章、の項外御
 眞蹟及び其他の衆評の信用する書を以て新し四十七章追補せし旨を一々指點して
 之を示したり、然るも本書之を示さず、即ち其示さる所以のもの、一に繁
 を除くの主として且つ遺文録を以て正確と認めたる今日に於て、故らに刪補を
 掲ぐるの必要なし、蓋し高祖の御手成りし遺墨と全く是る終るものとするか
 故あり(御義口傳日向記の類は別物なり)請ふ本書を手にするの人の敢て之を意
 注せよ

纂輯者 誌之

日蓮宗寶典卷之一

阪 府 徹 腸 黒 澤 一 朗 纂 輯
 全 倍 水 岸 本 謙 吉 補 助

● 戒體即身成佛義

錄内三十九卷初紙 啓蒙三十六卷五十一紙

安房國清澄山住人蓮長撰

高祖初名

法華涅槃之戒體、少有不同、分爲四門一者小乘戒體、二者權大乘戒體、三者
 法華開會戒體、四者眞言宗戒體、第一小乘戒體有四種、五戒八齋戒俗男俗
 女、二百五十戒比丘戒、五百戒比丘尼戒、而四種俱五戒爲本、婆沙論云、以近
 事律儀與此律儀爲門、爲依爲加行、故云云、近事律儀者五戒也、されば比丘
 の二百五十戒、比丘尼の五百戒も、始は五戒也、五戒者諸小乘經云、一者不
 殺生戒、二者不偷盜戒、三者不邪淫戒、四者不妄語戒、五者不飲酒戒、已上此

五戒と申は、色心二法の中に色法也、殺盜姦の三と身犯す戒、不妄語戒、不飲酒戒は、口と犯す戒、身口之色法也、持此戒有作無作表無表云事、作と表と同事也、無作と無表も同事也、表と申事と、戒を持んと思て師を請す中國之十人、邊國は五人、或之自誓戒もあり、莊嚴道場燒香散華して師を高座説戒、今の受者左右の十指を合て持と云、是を云表色作とも申、依此身口表作、必無表無作の戒體は發する也、世親菩薩云無欲無表離表而生文、此文は必有表、無表色と發すと見たり、無表色を優婆塞五戒經の説よと、譬如有面有鏡則有像現、如是因作便有無作云云、此文は第六心王なり、面は表色なり、合掌の手像と、所發無表色也、又俱舍論云無表依止大種轉時如影依樹光依珠寶云云、此文と表色之如樹如珠、影と光と之如無表色云、以此等文可知表無表作無作、受持五戒人如影添身不離身有也、此身失すれば未來よと、如其影者可遷也、色界無色界の定共戒の無表

も同事也、又惡を作るも依其惡作表、發地獄餓鬼畜生無作無表色、墮惡道也、但小乘教の意と、此戒體をば盡形壽一業引一生の戒體と申也、盡形壽一業引一生と申之、此身に戒を持て、其戒力に依て無表色と發す、此身與命捨盡彼戒體遷る也、一度生人間天上以此戒體二生三生と生る、事なし、只一生よて其戒體と失ぬる也、譬作土器一度使ひて、後の用ふ不合ととし、俱舍論云別解脫律儀盡壽或晝夜云云、又云一業引一生云云、此文よ盡壽一生等と云へるは、盡形壽と云事也、天台大師の御釋は、三藏盡壽と釋し給へり、然る此戒體をば、不可見無對色と申て、凡夫の眼には不見、但以天眼見之定中おは、以心眼見之云へり、然る私お此事を勘たるに、既よ優婆塞五戒經に、有面有鏡則有像現と云て、鏡を我心に譬へ、面を我表業に譬へ、像を之無表色に譬へ、既お我身有五根合左右十指生五影可知、實無表色可如五根十指、又俱舍論の中有を釋するお、同淨天眼見業通痰具

根云此文分明也、無表色も五根の形有はこゝ、中有の身には、五根を具すと釋すらめ、提謂經の文を見に、人間の五根五臟五體は、五戒より生ずと見ゆたり、乃至依報の國土の五方五行五味五星、皆自五戒生すと説あり、止觀弘決に委く引れたり、されば戒體之微細の青黃赤白黒、長短方圓形也、止觀弘決六云、如提謂經中、木主東方、東方主肝、肝主眼、眼主春、春主生、生存則木安、故云不殺以防木、金主西方、西方主肺、肺主鼻、鼻主秋、秋主收、收藏則金安、故云不盜以防金、水主北方、北方主腎、腎主耳、耳主冬、淫盛則水增、故云不姦以禁水、土主中央、中央主脾、脾主身、土主四季、故提謂經云、不妄語如四時、身遍四根、妄語亦爾、遍於諸根、違心說故、火主南方、南方主心、心主舌、舌主夏、酒亂增火、故不飲酒以防於火、此文天台大師、以提謂經文、釋し給へり、されば我等が所見、山河大海大地艸木國土五根十指の、盡形壽の五戒、おて儲たり、五戒破れば、此國土次第お衰へ、又重不持五戒、此身の上

に惡業を作れば、五戒の戒體破失、可入三途、是凡夫の戒體也、聲聞緣覺之、此表色の身無表色の戒體を、苦空無常無我と觀じて、見惑を斷すれば、永く離四惡趣、又重て此觀を思惟して、斷思惑、出三界生死、妙樂釋云、破見惑、故離四惡趣、破思惑、故離三界生、文此二乘之、法華已前の經には、灰身滅智の者、永不成佛と被嫌也、灰身と申は十八界の内、十界半の色法を斷ずる也、滅智と申は七心界半を滅するなり、此小乘教の習と、自三界外有淨土不云、故に外に無生處、小乘の菩薩は、未斷見思故、如凡夫、佛も見思の惑を斷盡して、入滅すと習が故に、菩薩佛と凡夫二乘の所攝也、此教の戒に三あり、欲界の人天に生るゝ戒をば、律儀戒と云也、色界無色界へ生るゝ戒をば、定共戒と云也、聲聞緣覺の見思斷の無漏の智と共に發得する戒をば、名道共戒、天台釋云、今言戒者、有律儀戒、定共戒、道共戒、此名源出三藏律、是遮止儀、是形儀、能止形上諸惡、故稱爲戒、定是靜攝、入定之時、自然調善、防

止諸惡也道是能通發真已後自無毀犯初果耕地蟲離四寸道共力也文又無表業無表色發得事有之光法師云如是十種別解脫律儀非必定依表業而發云云此文は表業無れども無表色發する事ありと見たり第二權大乘經の戒體者諸經に多しと云ども梵網經瓔珞經を以て爲本梵網經之華嚴經の結經瓔珞經之方等部淨土の三部經等の結經なりされば法華已前の戒體を之以此二經可知梵網經の題目云梵網經盧舍那佛說菩薩心地戒品文以此題目可知嫌人天二乘不說佛因佛果戒體也されば天台御釋云所被之人唯爲大士不爲二乘又云既別部外稱菩薩戒經文又云於三教中即是頓教明佛性常住一乘妙旨文三教と申之頓教之華嚴經漸經之阿含方等般若圓教之法華涅槃也一乘と申之未開會の一乘也以法華意嫌はん時之宣說菩薩歷劫修行と可下也又梵網經云一切發心菩薩亦誦十信十發趣十住十長養十行十金剛十向又云十地佛性常住妙果已上四十

一又之五十二位此經と華嚴經との四十一位又五十二位の論有之此經云權大乘事之十重禁戒四十八輕戒を七衆同く受る故よ非小乘經又可疑處は華嚴梵網の二經に之說別圓二教別教の方之可異法華圓教の方之可同されば華嚴經又は初發心時便成正覺梵網經には衆生受佛戒即入諸佛位位同大覺已真是諸佛子文答云法華已前の圓の戒體を受て其上發得生身得忍也或之法華已前の圓の戒體之別教の攝屬なり法華の戒體之受不受を不云開會すれば戒體を發得する事復如是此經の十重禁戒者第一不殺生戒第二不偷盜戒第三不邪淫戒第四不妄語戒第五不酤酒戒第六不說四衆過罪戒第七不自讚毀他戒第八不慳貪戒第九不瞋恚戒第十不謗三寶戒也又瓔珞經の戒之題目云菩薩瓔珞本業經此經も如梵網經菩薩戒也此經說五十二位經云若退若進者十住以前一切凡夫若一劫二劫乃至十劫修行十信得入十住云云又云十住十行十向十

地等覺妙覺云云此經は一一位に歷多劫成佛果菩薩之十信の位にして、
 爲佛果持十無盡戒非爲成二乘故に住前十信の位よして退すれば墮惡
 道又生人天盡生戒體不失歷無量劫至佛果不壞如金剛有也此經云凡聖
 戒盡心爲體是故心若盡戒亦盡菩薩戒有受法而無捨法有犯不失盡未來
 際又云心無盡故戒亦無盡文又云佛子受無盡戒已其受者過度四魔越三
 界苦從生至生不失此戒常隨行人乃至成佛文天台大師云三藏盡壽菩薩
 至菩提爾時即廢此文は小乘戒凡夫聖人一乘戒共盡形壽の戒菩薩戒
 自凡夫至佛果其中間に無量無邊劫を歴れども戒體不失云文也されば
 此戒と持て犯すれども猶勝二乘外道故經云有而犯者勝無不犯有犯名
 菩薩無不犯名外道本文此文の意者外道と菩薩戒を不持不犯戒不名菩
 薩菩薩と破犯菩薩戒佛果の種子は不破失也此梵網瓔珞の二經は心爲
 戒體様なれども實に之色處を爲戒體也小乘おは身口爲本體大乘よは

心爲本體申は之一往の事也實に之身口の表を以て戒體を發す戒體と
 色法也故大論云戒是色法文故天台梵網經疏に正しく出戒體第二出體者
 初戒體者不起而已起即性無作假色文不起而已者表なければ戒體不發
 云起即性無作假色者戒體は色法と云文也近來居士の人師梵網法華の
 戒體の不同を不辨雜亂して天台の戒體を談し失へり瓔珞經の十無盡
 戒者第一不殺生戒第二不偷盜戒第三不邪淫戒第四不妄語戒第五不酤
 酒戒第六不說四衆過罪戒第七不慳貪戒第八不瞋恚戒第九不自讚毀他
 戒第十不誑三寶戒也梵網瓔珞の十重禁戒十無盡戒も初ふ連五戒大小乘
 の戒五戒を爲本故に涅槃經には具足根本業清淨戒者是五戒の名也一
 切の戒を持ども無五戒無諸戒具足持五戒不持諸戒爲持諸戒持諸戒不
 持五戒不持諸戒故五戒を云具足根本業清淨戒されば天台釋云五戒
 既菩薩戒根本矣知諸戒摸樣思之能々習べし第三法華開會の戒體者

佛因佛果の戒體也、唐土の天台宗の末學、戒體を論するも、或云理心戒體
或論色法戒體、未委梵網法華戒體差別、法華經一部八卷二十八品六萬九
千三百八十四字、一一の文字、莫非開會法門實相常住無作妙色、此法華經
之三乘五乘七方便九法界の衆生を、皆毘盧遮那の佛因と開會す、三乘と
聲聞緣覺菩薩五乘は三乘に人天を加たり、七方便と藏通の二乘四人、三
藏教の菩薩通教の菩薩、別教の菩薩三人已上七人、九法界と始自地獄終
至菩薩界、此等の衆生の身を押へて、佛因と開會する也、其故者此等の衆
生の身と皆戒體也、但疑しき事は、地獄餓鬼畜生修羅の四道と戒を破ら
る身也、全無戒體、人天聲聞緣覺の身と、盡形壽の戒は酬たり、既ふ一業引
一生の戒體、因是善惡果は無記の身也、其因既に去ぬ、何かる善根か有て、
法華の戒體と可成哉、菩薩と又歷無量劫、可成佛誓願して、發得せし戒體
也、須臾聞之、即得究竟の戒體と不可成、此等の大なる疑有也、然るを以法

華經意、知之、十界共ふ五戒也、其故者五戒破たるを云、四惡趣、非五戒失、譬
之造家、こぼち置ぬれ、之材木と云物なり、非數失、然ども無人可住、様還て
成家、又人可住されば、四惡趣も、五戒の形は不失、魚鳥有頭、有四肢、魚のひ
れ、四有、即四支也、鳥之羽と足とあり、是も四支也、牛馬も四足あり、二の前
の足は、即手也、破戒の故、四足と成て、すぐになつこと、あたわさる也、足
の多く有者も、四足の多く成たるにて有也、蟠蛇と無足、腹ばひ行も、四足
にて可歩こと、とりなれども、破戒の故に無足、歩みて有也、畜生道如此、餓
鬼道は、多は似人、地獄は、本の人身也、苦を重く爲受、本身を不失、化生する
也、大覺世尊も、持五戒故に生淨飯王宮、諸の法身の、大士、善財童子、文殊師
利、舍利弗、目連も、皆生天竺婆羅門家、佛の化儀を助んとて、皆人の形にて
御座しき、梵天帝釋の天衆たるも、龍神修羅の惡道の身も、法華經の座に
して、皆人身たりき、此等と十界に亘て、五戒が有ければこそ、人身にて

は有らめ諸經の座おては、四惡趣の衆生、佛の御前にて人身たりし事は、不審かりし事也、舍利弗を始として、千二百の阿羅漢、梵天帝釋、阿闍世王等の諸王、韋提希等の諸の女人、皆欲令衆生開佛知見、使得清淨と開會せし事は、五戒を以て得六根六境六識、不改押へて佛因と開會する也、龍女が即身成佛は、不改畜生蛇道身三十二相之即身成佛也、畜生の破戒にて表色かき身も三十二相無表色の戒體を發得すると、三惡道の身即五戒たる故也、されば妙樂大師の釋には、以五戒亘十界、別論雖然通意可知、餘色餘塵餘界亦爾、是故須明仁讓等五云云、餘色者九界の身、餘塵者九界の依報の國土、餘界者九界也、此文之人間界を本として、五常五戒を餘界へ亘す也、但し不持五戒は、如何も三惡道には有けるると云に、三惡道の衆生も人間に生たりし時、五戒を持って不得其五戒報、墮三途衆生有、此善根をば未酬の善根と云、又人間に既お生れたる事もあり、是をば已酬の善

根と云、又有無始色心、此等の善根を押へて、正了縁の三佛性と開會する時、我身に有善根不思、此身を押へて欲令衆生開佛知見、使得清淨故と説るゝは、住人天果報五戒十善も趣權乘二乘も菩薩も、皆已成佛道、汝等所行是菩薩道と説れたる也、されば天台御釋云、昔方便未開、謂住果報、今開方便行、即是緣因佛性、能趣菩提云云、妙樂大師と、趣向權乘道者、以一實觀一大弘願、體之導之云云、如是得意時、九界の衆生の身、佛因と習へば、五戒即佛因也、法華已前の經に、無如此説、故も凡夫聖人の得道、有名無實也、されば此經云、但離虛妄名爲解脫、其實未得一切解脫、文愚なる學者、法華已前もは、二乘計色心を滅する故も、不成得道、菩薩凡夫は、可成得道思へり、不爾事也、十界等く具する故に妙法也、さるよて、亘十界、二乘菩薩凡夫を具足せり、故に二乘を不成佛云と、凡夫菩薩も不成佛云事也、法華の意は一界の成佛と、十界の成佛也、法華已前には佛非實佛、九界を隔て

し佛なる故も、何況や九界耶、然に法華の意は、凡夫も實に之佛也、十界具
 足の凡夫ある故も、何況や佛界耶、されば天台大師と、一代聖教を十五遍
 有御覽、陳隋二代の國師として、造給文と天竺唐土日本に、立義文句止觀
 の三十卷と、もてなされたり、御師は六根清淨の人、南岳大師也、此人の御
 釋の意、一偏に在之、此人を人師と申て、さくるならば、經文分明也、無量義
 經云、四十餘年未顯眞實云云、法華已前と、虛妄方便の說あり、法華已前に
 して一人も成佛し、淨土にも往生してあらば、眞實の說ふてころあらめ、
 又云過無量無邊不可思議阿僧祇劫、終不得成無上菩提、文、法華經には正
 直捨方便、但說無上道云云、法華已前の經と、不正直の經、方便の經、法華經
 と正直の經、眞實の經也、法華已前に衆生の得道があらばころ、易行觀經
 に付て往生し、大事ある法華經は、難行不行云はめ、但釋迦如來御教の様
 り、可得意、觀經等は此法華經へ、教入ん方便の經也、淨土に往生して、成佛

を可知説は、權教の配立、觀經の權説也、眞實に之此土我身知佛、因可往生
 也、不知此道理、淨土宗の日本の學者、我色心より外の佛國土を、求めさす
 る事と、小乘經にもとづれ、大乘にも不似、師は魔師、弟子は魔民、一切衆生
 信其教、三途の主也、法華經之理、深解微、非我機、毀らばこそ罪ふてあらめ
 と云、是と毀法華經失あり、一人も成佛すまじき様ふて有也、設毀とも人
 り此經を教へ知せて、此經をもてささば、如何かは可苦、不毀行此經事を
 止めんころ、彌怖き事ふては候へ、此を經文に説れたり、若し人、不信毀、謗
 此經、則斷一切世間佛種、或復慳慳而懷疑、或其人命終入阿鼻獄、從地獄出
 當墮畜生、若狗野干、或生驢中、身常負重、於此死已、更受蟒身、常處地獄、如遊
 園觀、在餘惡道、如已舍宅、此文を各可有御覽、若人、不信と説は、不協、末代
 機云者の事也、毀謗此經の毀とやぶると云事也、法華經の一日經を皆停
 止して、成稱名行、法華經の如法經を、淨土の三部經より引違へる、是を毀

と云也。權教を以て實教を失ふ、子が親の頸を切れるが如し、又觀經の意
 にも違ひ、法華經の意にも違ふ、謗と云ふ、但以口誹り、以心謗るのみ、非謗
 法華經流布の國に生て、不信不行、即謗也、則斷一切世間佛種と説は、法華
 經之不協、末代機云て、一切衆生の可成佛道を閉る也、或復惡盛と云るは、
 法華經を行するを見て、くちびるをすくめて、あんどもあき事をする者
 かな、祖父が大ある足の履を、小き孫の足に不協なにと云者也、而懷疑
 者、末代に法華經などを行すると、實とは不覺時に不協者をなると云
 人也、此頃の在家の每人、未聞先の天台眞言と、我機不協云へると、只天
 魔の人にとひて生れて思はする也、妙樂大師釋云、故知無心趣於寶所、化城
 之路、一步不成、文不知法華經寶所同居の淨土、方便土の淨土へも、至るま
 じき也、又云、縱有宿善、如恒河沙、終無自成菩提之理、文稱名讀經造像起塔
 五戒十善、色無色の禪定無量無邊の善根有とも、法華開會の菩提心を不

起者、六道四生を全く出まじき也、法華の悟と申は、易行の中の易行也、
 只五戒の身を押へて、佛因と云事也、五戒の戒體を即身成佛とも被云也、
 小乘の意、權大乘のをきてと、表無表を發す、此法華經は三世の戒體也、已
 酬未酬共は佛因と説て、三惡道の衆生も、戒體を發得ず、龍女が三十二相
 の戒體を以て可知、况人天二乘菩薩耶、法華經一部に連れる九界の衆生、
 皆即身成佛して有之也、止觀云中道之戒、無戒不備、是名具足持中道戒云
 云中道戒者、法華の戒體也、無戒不備者、律儀定道の戒也、此五戒を知十界
 具足五戒時、我身具足十戒、我身具足十戒得意時、欲令衆生佛之知見と説
 て、自身に一分の行無して、即身成佛する也、豈形壽の五戒の身を不改成
 佛身時は、依報の國土も、又押へて、寂光土也、妙樂釋云、豈離伽耶別求常寂
 非寂光外別有娑婆、文法華已前の經に説、十方の淨穢土と、只成假設事、又
 妙樂大師釋云、不見國土淨穢差別品云云、又云、衆生自於佛依正中、而生殊見

苦樂昇沈淨穢宛然成壞在斯文法華の覺を得る時我等が色心生滅の身
 即不生不滅也國土可然牛馬六畜皆佛也卿木日月皆衆生也經云是法住
 法位世間相常住文此經を得意者之持戒破戒無戒皆開會の戒體を發得
 する也經云是名持戒行頭陀者云云法華經の悟と申之此國土と我等か
 身と釋迦如來の御舍利と一と知也經云觀三千大千世界乃至無有如芥
 子許非是菩薩捨身命處文此三千大千世界之皆釋迦如來の菩薩おてお
 はしまし候ける時の御舍利也我等此世界の五味をなめて設たる身お
 れば又我等と釋迦菩薩の舍利也故に經云今此三界皆是我有其中衆生
 悉是吾子等云云知法華經申之此文を可知也我有と申す有は其非眞言
 宗者難知但天台は眞性軌と釋し給へり舍利と申は天竺の語此土には
 身と云我等衆生も則釋迦如來の御舍利也されば多寶塔中と申之我等
 か身二佛と申之自身の法身也眞實ふて人天の善根を佛因と申之人天

の身が釋迦如來の舍利あるが故也法華經を是體お得意則眞言之初門
 也此國土と我等が身也釋迦菩薩の成佛の時其菩薩の身を不替成佛し
 給へり此國土我等が身を不捨寂光淨土毘盧遮那佛おて有也十界具足
 の釋迦如來の御舍利と可知此をこそ大日經の入漫荼羅具緣品に之體
 に説れたる也眞言の戒體は人見之不依師相承を可失故お別お記して
 一具ふ不載但標章に載する事と爲令人知顯教密教勝也

仁治三年壬寅

●戒法門 錄外四卷四十一紙

夫人者天地之精五行之端也故に悟あて直きを人と云心に因果の道理
 を辨へて人間には生れける由を知べし一代聖教のおきてには戒を持
 て人間おと生るとおきてたり戒と申之一切の經論お説るゝ數之五戒

八戒十戒十重禁戒四十八輕戒二百五十戒五百戒乃至八萬四千戒如此
戒品多しといへども始の五戒を戒の本と申し候ぞ五戒と申は一ふの
慈悲を起して物の命を殺さざる戒を不殺生戒と名く道理なき殺生を
制する也一を殺して萬を生べきをば許すべし二は盗みせざる戒を
不偷盜戒と名く道理なき盜の事也三に他人の妻を犯さざる戒を不
邪淫戒と名く四に妄語せざる戒を不妄語戒と名く由なき事お妄語
せざれと也五に酒を飲ざる戒を戒辭事を制する也藥酒をば飲べし牛世
に三寶の御前おして此戒を受し時天ふと日月衆星二十八宿七星九曜
五星地には五の地神七鬼神十二神三十六禽又梵天帝釋四大天王五道
冥官等此五戒を受る人を護らんと誓給き又五戒に依て生すべき處を
定む不妄語戒と大地をつくる不殺生戒は艸木となる不邪淫戒は大海
江河となる不盜戒は風とある不飲酒戒は火とありて艸木の中よりあり

又五戒之五山となる南に火の山北には雪の山東に木の山西にお
金の山中おは土の山也空の雲も五戒也青き雲は不殺生戒となる白き
雲は不盜戒となる黒き雲は不邪淫戒也黄ある雲は不妄語戒也赤き雲
は不飲酒戒也雨空より降に又五の味ありすき味の雨降ては青き花一
切すき果をいだすからき味の雨は白き花一切のからき果をいだすし
わともき味の雨降ては黒き花一切のしわともき果をいだすあまき味
の雨降ては黄なる花一切あまき果をいだす苦き味の雨降ては赤き花
一切のよがき味の果をいだす又春七十二日と東不殺生戒夏七十二日
と南不飲酒戒秋七十二日と西不盜戒冬七十二日と北不邪淫戒なり四
季の末土用七十二日は中央不妄語戒也又天地は父母となりまします
父母交懐のとき父の淫は白く母の淫は赤し赤白の二滯もるともに五
戒より生す父母の精血下て父の淫は骨となり母の淫は肉となる二の

足二の手一の頭是も五戒より出たり、又子の腹の中、肝の臓と云物あり、七葉よして色青し、母のすき物を願し時出来たる物也、其中に魂と云神あり、眼に出て物を見る、東方の空に歳星と申星あり、不殺生戒の人を護らんと誓し故に、子の神とある、又母のからき物を願し時、子の腹に肺の臓と云物出来て、其色白く其形八葉にして蓮華也、其内は魄と云たましひ有て、鼻お出て物をかく、西の空お大白星と云あり、不盜戒の人を護らんと誓し故也、又母のにがき物を願しかば、子の腹は心の臓と云物出来て、其色赤く其形雞の卵をさかさまお立たるが如し、其内に神と云たましひ有て、舌に出て物を味ふ、南の空に熒惑星と云星あり、不飲酒戒の人を護らんと誓し故也、又母のしわとゆき物を願ふお依て、子の腹お腎の臓と云物出来て、其色黒く其形半月也、其内は志と云たましひ有て、耳お出て物を聞く、北の空お辰星と云星あり、不邪淫戒の人を護らんと誓し

故也、又母の甘き物を願し時、子の腹に脾の臓と云物出来て、其色黄にして、其形一葉四角也、内に意と云たましひあり、四身よ遍して、あつさぬるきをしる、先世に不妄語戒を持し時、中央お鎮星と云星あり、此不妄語戒の人を護らんと誓し故也、殊お不妄語戒を委く申すべし、妙樂大師提謂經を引て云く、不妄語戒之四時の如く、土之中央お主たり、中央之脾に主たり、脾の臓之身と土となり、四季に主たり、不妄語戒も四季お徧す、身よと五根お徧すと、五戒を破る中に、不妄語戒を破るは、罪深き戒よて候、其故は世間の人妄語し候へば、冬は夏になり、春は秋になり候、故に冬温にして、艸木出生して、花さき果あらず、夏はさむくて、物ろだたず、春秋も此を以て知べし、當時の世間は體お候とすや、態と妄語をさせて、世の中を損トさし、人をも惡道よ墮さん料に、天狗外道平形の念珠を作り出し、一遍の念佛お十の數珠を超たり、乃至一萬遍をば十萬遍と申す、是念

珠の薄く平き故也、是も只申ふあらず、念珠を越ふ平數珠を禁めたる事、諸經に多く候、繁き故に但一二の經を擧ぐ、數珠經云不應越母珠、過越諸罪、數珠如佛、勢至菩薩經云、以平形念珠者、此是外道弟子、非我弟子、我遺弟必可用圓形念珠、超越次第者、依因果妄語罪、當墮地獄云云、此等の文意を能々信すべし、平き念珠を持つて虚事をすれば、三千大千世界の人の食を奪ふ罪也、其故は世間の人虚事をする故に、春夏秋冬たがひて、世間の飢渴是より起り、人の病これより起る、是偏に妄語より始まるなり、かう申すとも、此世の中の人には、心なをるまじく候、なとも、又心有ん人、さては僻事にこそ有なれと、知しめんが爲に、經文を擧候、又世間の念佛者、現夢に智者見たりける、かんと申候ぞ、天狗の見せたる夢あり、只道理と經文とを本にすべし、又木火土金水も五戒也、木をは曲直と云て、まがれるもあり、なをさきもあり、少陽とかたどれるなり、故に春生す、火をば炎上

欠

MISSING

とは敵對の季、東と西とは敵對の方也、火の敵は水也、水と勝、火は負る故也、夏と冬とは敵對の季、南北は敵對の方也、土の敵は木、木と勝、土と負る故也、木と金と合て、金の勝事は、堅さと和かなるとの故也、火と水と合て、火の氷と負る事は、あたゝかると、つめたきとの故あり、土と木と合て、木に土の負る事は、多と一との故あり、土と木との如し、木の土をどをる時、土五あわれ、木は箭の如してどをるなり、我等が眼は木より生ず、耳は水より生ず、鼻は金より生ず、舌は火より生ず、身は土より生ずるなり、上の五行をもて、五根の損するを知て、病の有様を知べし、又五根を損するは、五戒の破るゝ故あり、させる虚事をせぬ人も、あまりにすぎ物を好めば、舌損し、身に瘡多し、させる物をば殺さねども、辛き物を多く食すれば、眼損す、是を以て餘の戒をも知べし、人目には五戒を持て、貴き様なれども、食物に五戒を破て、三惡道の主となる、人にと善を疑とせ、我を佛法を恨む、

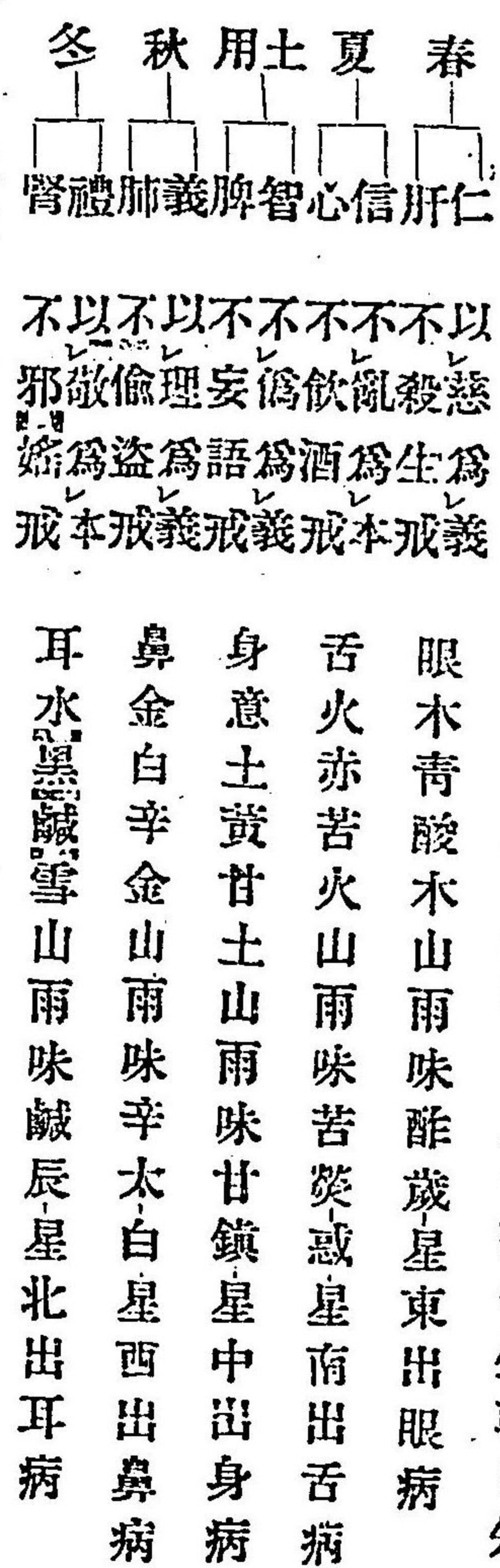
是世間の人大旨は是又似たり戒を習んと思はん者能々我身を知べき也、春七十二日之土勝故我身お瘡出て身かゆし、夏七十二日は火勝故に我身熱して汗たる、秋七十二日は風勝故に我身すざましく、秋風よ身損す、冬七十二日は水勝故に我身寒くつめたし、四季の土用に之土勝故に我身ふとる、又我身の肉之土、骨の汁之水、血は火、皮之風、筋毛之木なり、又臍より下之土、臍より上胸さきまでは水、胸さきの上喉までは火、喉より口まで之風、之金となり、口より上頂まで之木、之空となり、是も五戒なるべし、又三千世界も五戒を以て作れるなり、火と空とは我頭と腰となり、大海は腹なり、春と夏とは脇あり、秋と冬とは背あり、大骨の十二と十二月なり、小骨の三百六十と、三百六十日なり、口の氣は空の風なり、鼻の氣は谷の風也、身の毛孔の風は家の風なり、右の眼之月、左の眼は口なり、髪は星なり、眉之北斗なり、血脉は江河なり、骨之玉石あり、身毛は卿木な

欠

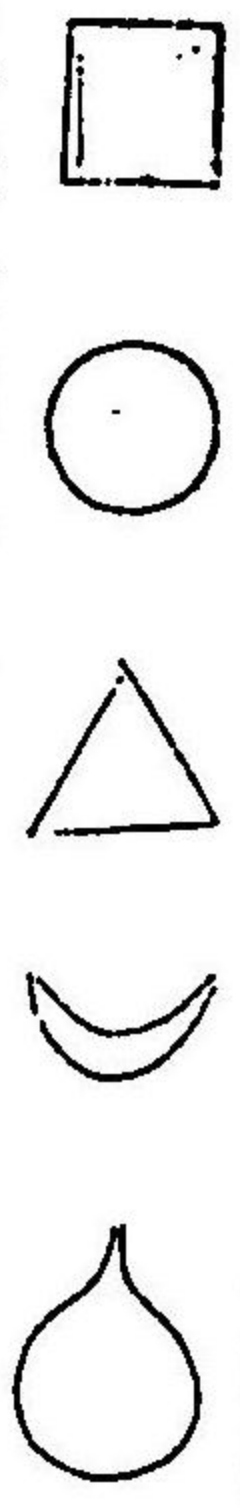
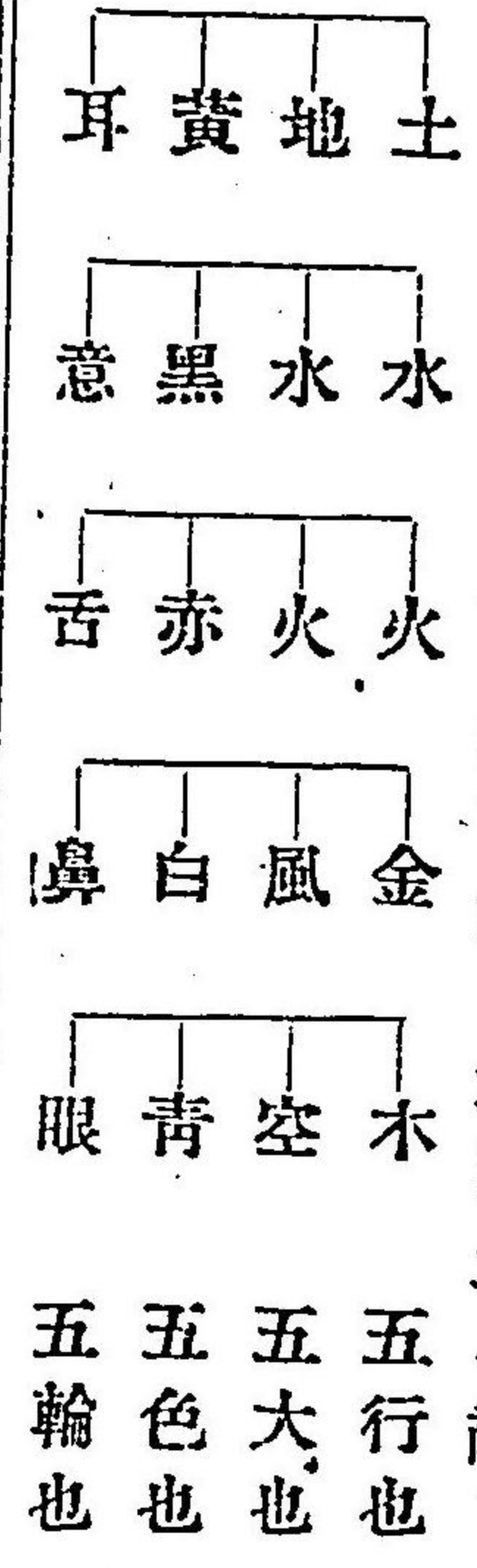
MISSING

心をくるとすきり、日月の光も失て、天地の禍となり、後生おは五戒の大
地破る、故に三惡道を栖とす、臨終に顛倒して、只此事おあり、上の
五戒の名目と提謂經に出たりといへども、意は止觀眞言の道理を以て
書るなり、善導の釋も仁義禮智信、地水火風空の名計と、擧たりといへ
ども、其義理なし、又淨土宗の學者も知ことあたはず、是體お知ぬと云と
も、淨土も生れなんや、おすかの小善成佛と申と、是體も候なり、淨土宗の
學者、傳教大師の釋を引ども、末法おと持戒の者なしと云、釋の意を知らず
して、人人を迷とす法門なり、恐るべし、恐るべし、次定法門事、夫定と申は、
多の定ありといへども、先出入の氣を知べし、靜なる處に居して、左の足
を右の股にかけ、右の足を左の股もかけ、左右の手を合せて、こぶしをお
ぎれ、大指をおぎりこめよ、口を合せて鼻より氣を入れ、口より氣を出せ、
口の氣とあたゝかにかろし、火と風との故なり、鼻の氣とおもくつめた

し土と金との故あり、出入の氣と諍えずして出し入よ、出入の氣さとしくく、我身に病有と知べし、譬之煙の清濁を見て、薪の生乾を知ら如し



木より火生ト、火より土生ト、土より金生ト、金より水生ト、木は金に敵し、金と火と敵し、火と水に敵し、水は土に敵し、土と木に敵するあり



雨五味次第事、東方雨すし、不殺生戒、青眼、春艸木、南方雨苦、不飲酒戒、赤舌、夏火、中央雨甘し、不妄語戒、黃意、土用大地、西方雨辛し、不偷盜戒、白鼻、秋風、金、北方雨鹹し、不邪淫戒、黑耳、冬大海江河、五山即五戒事、東之木山不殺生、戒、南は火山不飲酒戒、中央之土山不妄語戒、西之金山不偷盜戒、北は雪山、不邪淫戒、五常即五戒事、仁と云は人を憐れみ、生を慈しみ、物育くむ心あり、義と云は事の謂れを違へず、邪ある事をあさず、萬事お理を失とざる是なり、禮と云は父を敬ひ母を敬ひ、天道佛神を貴とびないがしろにせざるを云あり、智と云と萬事の有様をよく知て善事悪事を辨へ、作まらざき事をなさず、作すべき事をなす是なり、信と云は事お於て誠を致し、僻事をなさず心の底お思ひ解る是あり、又仁と不殺生戒物を憐む故も物の命を斷ざるなり、義は不偷盜戒萬の理を失はざる故も、人の物を主に

知せずして我物とせず、又押ても取ざるなり、禮は不邪淫戒、婦之必ず禮を破る、愛心ゆれば左有まじき人かれども、邪なる振舞をなす、是を守れば上下濫れず、行法もたゞしきなり、智は不妄語戒、物の有様を知ぬれば妄語せず、信は不飲酒戒也、心狂亂せず、即信あり、酒は人の心を亂す故なり、私云此五戒之、佛いまだ出世し給はざる時之、外道等も持之、天上お生ずと教ふるなり、但持犯計を沙汰して、其上に佛法を聞んことをば、知ざるあり、佛世よ出給て、此五戒を持って人身を受て、其上に佛法を聞て、悟を開くと説給あり、然れば此五戒お様々の功徳を備へて、戒として接せずと云ことおしと説給、此五戒を根本として、大乘の諸戒も具足するあり、故お此五戒をば、具足根本業清淨戒と名るあり、此五戒若破れつれば、一切の諸戒皆破る、五戒は破るといへども、大乘戒は持たりと云事は無之、根本戒と名ると此故なり、三乗の賢聖大小俱に此戒を持故也、佛も此戒を

持給て、人中よと出給なり、若此戒おくば、淨飯王宮に生れて、菩薩と云れて、六年苦行して佛とあり、大丈夫の身と云れ給事有まじ、一切衆生も五戒よ依すと云ことおし、魚に五のひれあり、是即五戒の體なり、馬よ四支有又一頭、是五戒の體なり、準之一切衆生知ぬべし、三惡道の衆生も、知ぬ五戒の體なりと云ことを、戒と破れども、戒體と失せずと云ふことは、是を以てこゝろ得べき事なり、破戒と失戒とのかはりめをば、此等おて思合すべし、云云情事の情を案するよ、山川豁谷大海江河土地艸木、一切何物も五戒を持つ、餓鬼の衆生も五戒を持つ、乃至云云地獄等の衆生の所持、不殺生戒も、佛菩薩の所持、不殺生戒も、但不殺生戒と同じことなり、但し所持の法之、かはりめおければ、能持の人にと差別あり、故に沈浮も有なり、然れども、戒體お於てと、只何れも一なり、爰を以て一業と云なり、

是體の謂れをば、法華經ならでと、いといとぬ事なり、法華經の開會の法門と申すは、此五戒を開會するあり、經文委く見べし云云、雖が子をこごくみ、鳥が子をかなしむまでも、皆五戒の謂あり、五戒と云は佛因あり、然ればかゝる畜生までも、佛法を行するにて侍るあり、慧遠法師、螻蛄をも超すと云けん事も理なり、畜生云云、修羅云云天云、聲聞云云、緣覺云云、菩薩云云、佛云云天竺人云云、唐土人云云、日本人云云、文云、他惠我道不與不取、於中道上、仁讓真信明等、五戒十善人、天四連也と、餘色と云と九界の身なり、餘塵と云は九界の財物資生の具あり、餘界と云と九界あり、他惠我道不與不取と云は、人界の事も、是則五戒なり、提謂經云、天戒天地之根本、衆靈之源也、天持之和陰陽、地持之生萬物、萬物之母、萬神之父、大道之元、泥洹之本也

蓮長

高祖初名

日蓮宗寶典卷之一終

明治廿六年十一月四日印刷
 明治廿六年十一月四日出版

定價金十錢

大阪府西成郡川崎村番外二十番屋敷

編輯兼發行者

黒澤一朗

大阪府西成郡川崎村六百七十番屋敷

印刷者 栗川鑛吉

大阪府西成郡川崎村番外二十番屋敷

印刷所 速成新誌社

全所

發行所 全所

速成新誌發行廣告

●本誌の主義は速疾頓成の妙理を宣揚するにあれば徹頭徹尾高祖立宗の旨に基けり
今や號を積て已に三十餘愈々出て、愈々氣焰を吐き爲お看官益々賞讃して益々増殖
し現に數千の誌數を刷出するに至りたり然れども本社は是に満足せず尙ほ進んで記
事お精勵し而して誌上の光輝を以て末法五濁の闇を破らんとを期す請ふ試みお一誌
を購ふて其實否を驗せよ

本誌の文体は専ら俗界お通し易さとを務むるを以て最も平易あり加之誌上大凡七
分通りお傍訓を施せり

本誌の論説と専ら本化妙宗の作振を圖るにあれば苟も論すべきとほれば宗務院及
び諸本山の別お遠慮なく之を論す

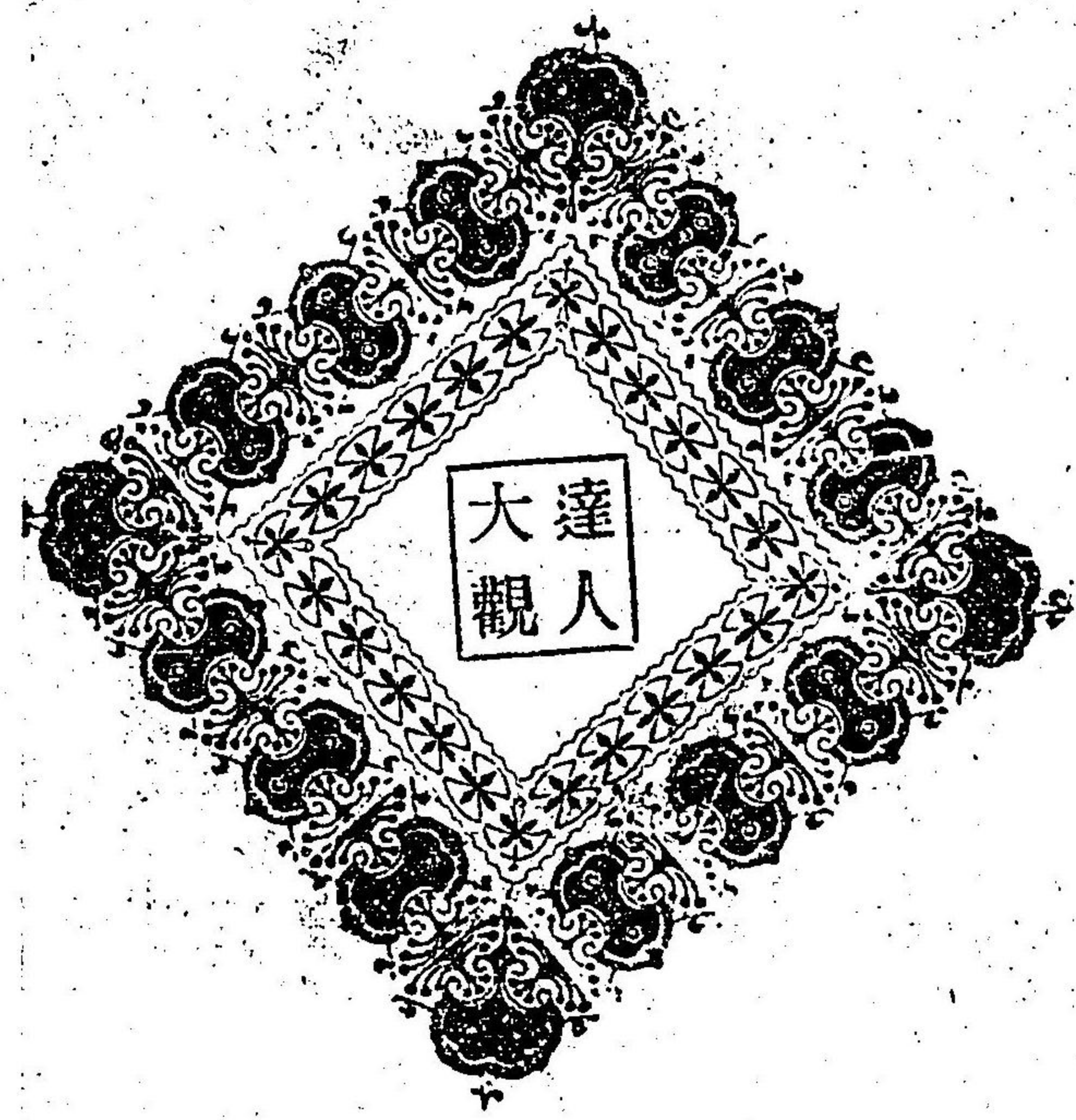
本誌の漫筆雜記小説は事に譬ひ物お因み専ら本化の妙義を悟るの階を開かんとす
るにあれば各々洒落よ之を解説す

本誌の雜報と事實の正確と記事の徧頗おきとを務め且つ社會の耳目たる任を全ふ
せん爲に善惡共々毫も憚るとなく之を掲載し加之今回新お通信員を全國お募りた
れば本化妙宗一圓の事情は悉く一眸の中お收むるを得べし

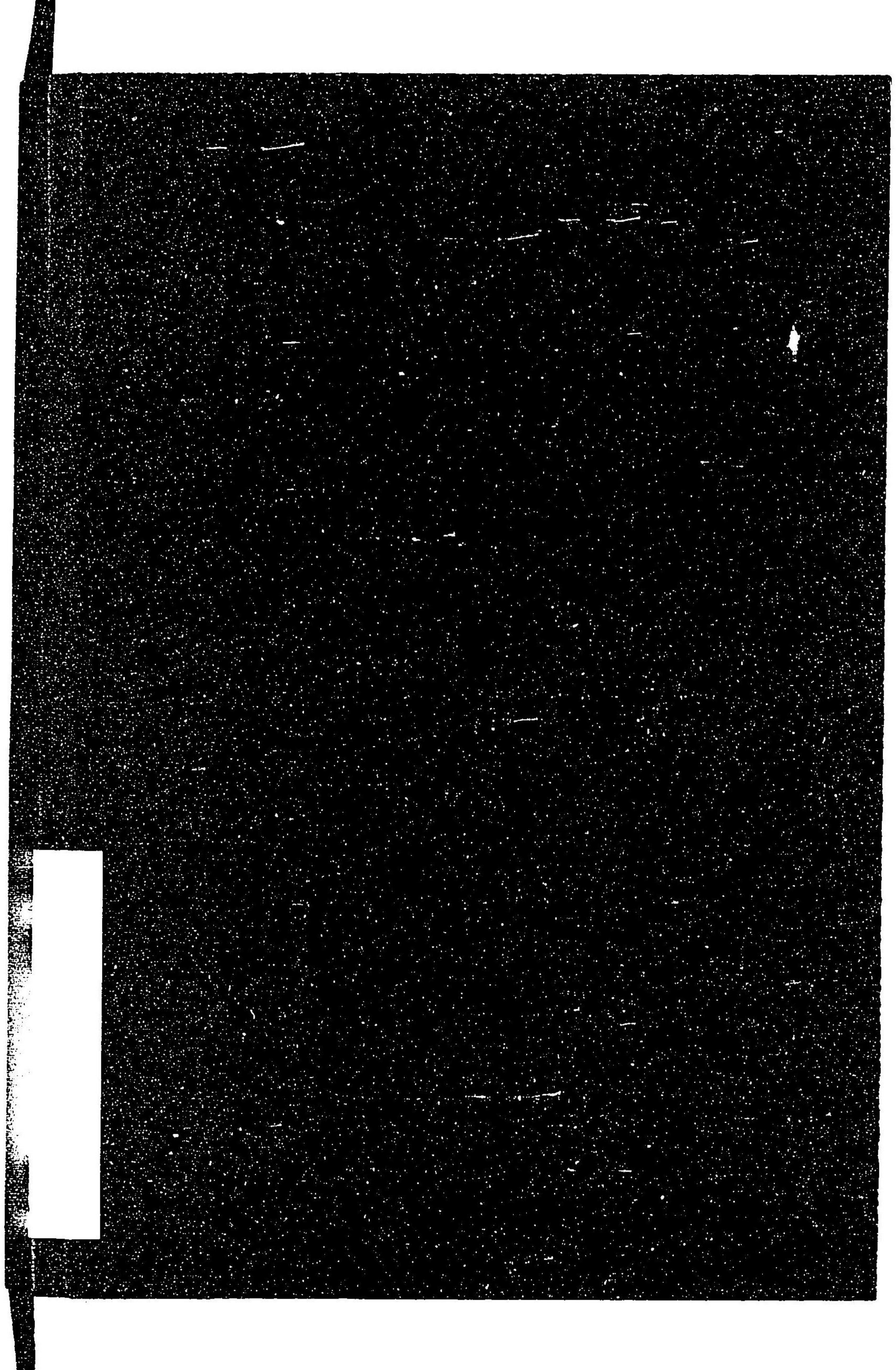
本誌と毎月三回發行壹部定價金四錢一ヶ月全金拾錢但全國無遞送料あり見本は郵
券二錢おて最近發刊の一部を送付す廣告料は一行廿五字詰金五錢なり

大阪天滿舊與力町發行所

速成新誌社



大達
觀人



特50

469

日蓮宗宝典

1

国立国会図書館

020038-000-4

特50-469

日蓮宗宝典

黒沢 一朗 / 編

M26.11

ABH-0233

